

第六十三回国会 文教委員会著作権法案審査小委員会議録 第二号

昭和四十五年三月二十六日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席小委員

小委員長 高見 三郎君

河野 洋平君 堀崎 潤君

谷川 和雄君 松永 光君

森 喜朗君 吉田 実君

川村 継義君 小林 信一君

山中 吾郎君 正木 良明君

麻生 良方君

出席政府委員

文化庁長官 今 日出海君

文化庁次長 安達 健二君

小委員外の出席者

文教委員長 八木 徹雄君

文教委員 有田 喜一君

文教委員 伊藤卯四郎君

文教委員 山原健二郎君

参考人 (日本放送協会法規定長) 青木 幸治君

参考人 (日本音楽著作権協会理事長) 春日 由三君

参考人 (全国社交楽壇環境衛生同業組合会長) 加藤幸三郎君

参考人 (日本民間放送連盟専務理事) 酒井 三郎君

参考人 (日本音楽著作権家組合委員長) 藤田 正人君

文教委員会調査室長 田中 彰君

本日の会議に付した案件

著作権法案(内閣提出第三十九号)

○高見小委員長 これより著作権法案審査小委員会を開会いたします。

著作権法案を議題とし、審査を進めます。本案について、まず参考人より御意見を聴取することといたします。

本日御出席をいただきました参考人の方々は、日本放送協会法規定長青木幸治君、日本音楽著作権協会理事長春日由三君、全国社交楽壇環境衛生同業組合会長加藤幸三郎君、日本民間放送連盟専務理事酒井三郎君、日本音楽著作権家組合委員長藤田正人君、以上五名の方でございます。

この際、参考人各位にあいさつを申し上げます。参考人各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。参考人各位におかれましては、十分忌憚のない御意見をお述べいただきますようお願いいたします。

なお、各位に念のために申し上げます。御意見を發表される時間は約十五分間程度とし、その後小委員各位からの質疑があればお答えをお願いいたします。また、御発言の際は、そのつど小委員長の許可を受けることになっておりますので、以上お含みの上、よろしくお願いたします。

それでは、順次御意見をお述べいただきます。まず、藤田参考人からお願いいたします。

○藤田参考人 御紹介いただきました藤田でございます。私は、主として音楽関係の作詞家、詩人、作曲家の第一線に活躍しております作家を三百名ほど集めて、昭和二十二年に結成しました日本音楽著作権家の委員長を仰せつかつておるものでございます。本日、こうして私どもの意見開陳の場をお与えいただきましたことを感謝いたします。ありがとうございます。

私どもは、今回の新著作権法案に関しまして、結論的に申し上げますと、一応みな満足しておりますわけでございます。一応満足というより表現はなはだ穏当でないようでございますけれども、私も常々われわれの人間界の諸事諸相は最高のものというものは絶対に得られない、改善、改善で満足すべきではないかという考えを持っており、現状に即しまして、改善を最高に持つていく、三善を改善、最高に持つていく、こういう作業をするのが、われわれのいままで見たり聞いたりしておるものでございまして、私どもは今回の新著作権法案に関しましていろいろと、私どもばかりでなくて、使用者側の皆さんも、おそらくは最高のものではないという気持ちを抱いておられるのではないかと思います。しかしながら、七十年間作業してなかつたこれを全面的に改正しようという作業が行なわれまして、こうした案が持たれたということは、私どもとしてはほんとうに満足しておるわけでございます。どうぞ、これを今国会で何とぞ諸先生方の御配慮をいただきまして、無事通過さしたいというのが、私どもの念願でございます。

実は私どもが第一番に考えましたことは、この中に三十条八号という法律がございまして、これはレコードの二次使用に対して規制をしておる法律でございます。これは御承知と存じますけれども、昭和九年に、当時公共事業体として唯一の日本における放送事業であるNHKが主体になって、いろいろとその間の事情はございますけれども、最終的には三十条八号という八号が加わったわけでございます。これが二十年後に至りまして、昭和二十六年に民間放送が発足しまして、その後二、三年たちまして私どもが気がついたのは、実はレコードをかけた場合に、私どもに使用料が入らない。私ども作家はみなうといひの

でございまして、明治三十二年にこういう著作権法というものが制定されていながら、その著作権法の何たるかも、また自分たちの作品の扱いに関して全然知識がなかつたわけでございます。それで連日連夜放送はされながら、使用料がいただけない、一体これはどういふことだろうと初めて気がつきましたところが、先ほど申し上げました三十条八号というものがございまして、この法律によつて、民間放送ができました。私どもには使用料が入らない。それで結局いろいろと研究いたしました結果、やはりこれはいたかくのが本来のあれではないか。いろいろと民間放送の方々と相談しましたところ、やはりこういう法律があるのだから支払わないということでございます。ただ私どもとしては民間放送の仕打ちはいかなとは思ひましたけれども、悪いという気持ちにはなかつたわけでございます。というところは、こういう法律がある以上は、いかに何でもこの法律に即してやるんだから、やられた私たちとしても、これは異議がないわけでございます。しかしながら、法律がわれわれにいわば不当であり、こういう法律があつては困るというならば、その法律を改正する手だてをすべきではないかということ、私どもとしては法治国家の国民の一人として、たとえこれは悪法であつても法律である、これに従ふべきであるというふうな、私どもとしては純粋な気持ちでやつてまいつたわけでございます。それで、昭和二十七年、八年ごろから私ども作家もおりおり協議いたしました。音楽著作権協会と共同してこの改正を懇願してまいつたわけでございます。ところが、なかなか国会にこういうお話を持ち運ぶ手だてもございませんで、その後数年たつて、昭和三十七年に幸いにして文部省、現在の文化庁でございまして、著作権制度審議会というものを組織され、ここで作業を

開始されたわけでございます。自後八年間たちまして、ようやく先ほど申し上げましたように、一応満足のいく改正案というものができたわけでございます。われわれとしては、長年の十数年にわたる悲願、願望、こうしたものがようやく夜明けを待ち得るといふめどがついたわけで、ぜひこの法案は、今国会で諸先生方の慎重なる御審議の上、われわれの気持ちも御推察いただいて、ひとつよろしく御配慮いただきたい、こう私は思うわけでございます。

私も、実は個人的なことを申し上げて恐縮でございますけれども、昭和二十七年、八年ごろから自分の作家生活を犠牲にしまして、詩人、作曲家の人たちの代表として今日までこれに取り組んてまいったわけであります。私どもが作家生活を犠牲にし、こうしたいわば政治的な問題にまで飛び込むということは、非常につらいことでござい

す。このつらさ、文化国家日本の将来、また音楽文化の発展、そうしたことを考えまして、一人でもこういふものがわれわれ作家の中におるといふことを示すと同時に、私の力がいささかでもわれわれの立場、われわれ音楽、著作家の生活権、著作権の擁護、そうしたことに役立てば幸いです。私はもって瞑して今日に至ったわけでござい

ます。非常に個人的なことを申し上げて恐縮でございますけれども、われわれの気持ちというものは私が申し上げたことに尽きるわけでござい

ます。どうぞよろしくお願いをいたしたいと思

います。私の参考人の最初の意見として申し上げたいと思

います。私の意見は、三点に分けて申し上げたいと存じます。まず、法案全般につきまして、著作者の保護と公共の福祉との関係について申し上げておきます。文化の創造者である著作者と文化の伝達普及者である著作物使用者との関係をどのように考えることが、究極において受益者である国民の利益となり、文化の向上発展に役立つかが大きな問題であります。著作者の私権を厚く保護することとが、文化の創造に大きな刺激を与えることは申すまでもないことですが、同時に、著作物がその使用者を通じて広く、かつ、容易に国民に伝達されること、著作物本来のあり方であり、公共の福祉の見地からも強く要請されることであります。著作権法制においては、この両者の適切な調和をはかることが基本的な重要問題であらうと考

えます。今次改正は、放送の発展、特にテレビジョンという新しい媒体の出現とその急速な進歩発展が大きな動機の一つになっていると思われま

す。放送は、視聴覚を通じてなされる文化の新しい媒体として存在するものであつて、今日では、わが国はもとより世界の貴重な文化財を、全国民に広く、かつ、容易に伝達し、普及する大きな役割をになつて

います。さらに、たとえば、テレビ国際中継も常時行なわれるようになれば、テレビ放送の文化面における重要性はますます大きくなるものと考

えます。このように、放送は他の文化媒体に比し、広範かつ強力なものであるとして、その社会的機能も今後一そう増大していくものと考

えます。放送が文化の伝達普及面における全国民の共同財として有する特殊性に着目され、格別の御配慮がなされることを希望いたします。さらに付言しますと、当協会は、放送法によって設けられた特殊法人であり、全国的な放送網をもつて国民に奉仕すべき義務を課せられた公共的な放送事業体であります。また放送の内容についても、豊かで、かつ、よい放送番組を放送することによって公衆の要望を満たすとともに、文化水準の向上に寄与すること等の積極的な努力義務が、特に法律によって要求されております。したがって、新しい文化の育成と普及に役立つような放送の実施、外国のすぐれた文化や海外事情の紹介に特に留意した放送の実施、学校教育あるいは社会教育の充実強化に必要な教育放送の実施、文化の恩恵に浴することの少ない地域への積極的な放送の普及等が求められるわけでござい

ます。御審査にあたりましては、特に第三十四条の学校教育番組の放送についての規定、あるいは第三十九条以下の報道利用についての規定、あるいは第六十八条の規定による著作物の放送についての規定などにつきまして、以上申し上げました放送事業の特殊性を考慮せられまして、特に当協会のよう

な非営利の、公共的な使命を有するものの活動が円滑に行なわれますよう格段の御配慮を賜らんことを希望いたします。

なお、ここで、第四十二条の裁判手続等における複製についての著作権の制限の規定、この条文は、第二百二条で放送事業者の隣接権にも準用されておりますが、これについて一言申し上げてお

きたいと思

います。御高承のとおり、昨年十一月最高裁決定のあつた博多駅事件取材フィルム押収問題と相前後いたしましたので、各地で捜査当局が放送されたテレビニュースをみずから録画し、これを証拠または捜査資料として使用しようとする事例が頻発しております。これらの事例は、いわば公正な刑事裁判の実現のために取材の自由に対する制約がどの程度まで認められるかという、公共の福祉相互の間における比較考量の問題になつてくると思

えます。ところで、さきの最高裁決定においては、裁判所みずからによる取材フィルムの押収についてさえも、「これを刑事裁判の証拠として使用すること

事業者が重大な経済的影響が及ぶことが絶対にならないように、審議会答申の趣旨の裏づけとなります。具体的な措置がぜひとられますよう、切に要望いたします。

なお、隣接権制度によるレコードの二次使用については、審議会の答申に、「報酬の額については、現在、関係者に存在する慣行をも考慮し、現状に急激な変更を加えて放送事業者の負担を過大にすることのないように配慮することが必要である」と考へる。このようにふりかへておられます。したがって、著作権の場合に準じた具体的措置がとられますよう要望するものでございます。

また、本法成立後、施行までの期間があまりにも短い場合は、レコードの放送使用をめぐって関係業界に大きな混乱が生ずるおそれもありますので、十分な余裕のもとに、いま申し述べました具体的措置に基づく文部当局の適切な明確な行政指導とともに、当事者が誠意をもって協議を尽くした上で移行すべきであると考えますので、成立から施行までの間に相当な準備期間が置かれることを要望いたします。

最後に、テレビ固定物の取り扱いについて申し上げます。

テレビ放送のための固定物は、本来著作権者より放送のみにして許諾を得、放送のみを目的として制作され使用されるものであって、フィルムに固定され、劇場その他における一般公開を目的として多数複製され、かつ、反復上映されることとなる映画と比較すれば、製作の目的、使用の実情、視聴の態様、著作権・実演家との契約などの面において、全般的に異質なものといえると考えられます。したがって、審議会答申の考え方にもあるように、映画画面とテレビ画面の異なる類似性から直ちに映画と同一範疇に属するものとせず、これを新しい固定物として別個の観点から把握するのが妥当であろうと考えます。特に、放送のための一時的固定の制度によって生じた固定物に至っては、原著作者との契約関係、その製作に参加する者の意思等から見ても、映画とは全く無

縁のものであり、また、放送の特性に基づく当然の手段で、なま放送と同一とみなすべきものでありますので、映画とみなされるものではないと思ひます。すなわち、テレビ放送のための固定物は、映画の著作物には含まれないこととするようにぜひ希望いたします。

以上、三項目について私どもの意見を述べさせていただきます。どうもありがとうございます。

（拍手）

○高見小委員長 ありがとうございます。次に、酒井参考人にお願ひいたします。

○酒井参考人 御紹介にあずかりました民放連の酒井でございます。このたび民放の意見を聞いていただく機会を与えられましたことを、まずお礼申し上げます。

私どもとして申し上げたいことはたくさんございますが、時間の関係もありまして、きょうはおもな点五つに絞って申し上げたいと思ひます。その第一点は、レコードの演奏権の問題であります。その有料化については民放の負担に急激な変更を及ぼさないように御配慮願ひたいということでございます。私たちは文明のルールには従うべきであり、国際的な動向は軽視できない、使ったものは払うべきであるというふうに考えておりますが、その払い方が問題であると思ひます。要は何が最も重要かというところ、そういう国際的動向と社会の実情、慣行とをいかに調和させるかということであつて、理論や法律が先走るということをしてできるだけ警戒すべきであると思ひます。この点になりますと、レコードの第二次使用の有料化というものは、三十数年にわたつて国民社会の慣行といひますか、それを一挙に変革するものであります。したがつて、法律の実体というものはいままで国民社会と遊離してゐた、あるいは今度の案は全くなじみにくい点があるのだからと思ひます。したがつて、その実施にあつては慎重な配慮が必要であると思ひます。

もつとも、他の分野と違ひまして、放送事業者は、このレコードの使用の有料化については、い

ままで実績を持つております。しかし、それにしても、民放、特に民放のラジオ局というものは、音楽番組のうちの九〇％以上をレコード使用にたよつてゐるのが現状であります。したがつて、この取り扱ひいかんが民放経営に非常な影響を及ぼしてゐると思ひます。そういうことを危惧しまして、著作権制度審議会の答申にも、「現状に急激な変更を加えて放送事業者の負担を過大にすることのないように配慮することが必要である」ということを特に強調してあります。

ところが、答申から満四年たちまして、その趣旨を保障し、実現するような事前の配慮はまだ行なわれていないのであります。もちろん、この法文からは、この問題について著作権の行使がどういふ態様で行なわれるかというところを読み取るすべはございません。法文そのものから見ますれば、なま演奏とレコード演奏との差は全くないのでありますから、何らかの保証がないと、法文がひとり歩きをする、権利者の側からはなま音楽と同一の要求を受ける、そういうおそれがあります。国会の一部では、法律が成立したあとある期間に猶予をするという経過規定を設けたらどうかというふうな御意見があつた、そういう御配慮があつたということも聞いております。そのような経過規定なり附帯決議なり、ぜひ何らかの具体的な手当てをしていただきたい。そして料金の決定は現状に急激な変更を加えない限度においてなされるという保証が示されるよう、御配慮をお願いしたいと思ひます。

本来、著作権のような法律は、まず先に社会的な慣行ができておまして、それが無理がないといふところで法律化される方向が望ましいのだと思ひます。この問題も、実は事前に権利者と使用者との間に調整が行なわれて、事実上解決されてゐるということが必要であつたと思ひます。問題の昭和九年の改正で三十条一項八号が入りました、それが入つたときも、そういう事前の了解、解決があつたと私も聞いております。なお、この機会に民放のラジオの現状あるいは

将来についても御理解をいただきたいという意味で、一言申し上げます。

御承知のとおり、民放のラジオは、昭和三十四年を境として下降線をたどり、経営が非常に不振なときに入りました。大体一昨年ぐらゐからやや上向いてきておりますが、その経営体質というものは、まだ回復期の域を脱していません。全体の広告費の中で、昭和三十二年は、ラジオの占めるシェアというのは、一五％ございました。昨年はわずかに四％に落ちております。中には民放ラジオ局ができたから十年たつて、一期として利益を計上することができないという社があるのも実情でございます。なお、これは議員各位の方々のほうがよく御承知のことと思ひますが、ラジオは国際的電波事情で外国混信が非常に多くなつておまして、電波行政の基本方針として、郵政当局は、民放のラジオの再編成の方針を示しております。いままでの県域放送というものは、全部FMに変えるのであるという方針を出しております。やがてそのうち、そのための設備投資が相当の負担を民放に課するばかりでなく、AMに比べてFMの受信機は、これから普及しなければならぬ、そういうFM局の経営の困難、将来の問題、それは十分予測されることであるから、そういう点も御考慮をお願いしたいと思ひます。

第二点は、一時的固定の制度でございます。

わが国の民放の実情にできるだけ適合させるというところでこの規定を設けられた当局の御努力に對しては、敬意を表し、感謝するところであります。しかし、さらに一步を進めまして、保存期間を固定後六カ月と現在の法案にありますが、これを最初の放送後六カ月と改めたいただきたいと思ひます。放送における録音、録画というものは、局の意向によるよりも、実演家自身の都合によつて事前に固定したりすることがあります。また、民間放送は、NHKの全国的なネットワークと違ひまして、マイクロ回線あるいは専用電話線、そういうものの不備がございます。それから

なりませけれども、著作者に対しては義務はありませう。世界でおやりになっていることですから、日本だけがそれを払わぬというわけにはいきませぬ。それは私も承知をいたしておりましたから、いまでもそれに従っておりますけれども、その料金というものが、まだ不可解と申しますか、いろいろトラブルが起きます。私もいまの著作権との間におきまして、事なく約九分通りはそれで済ましておきますけれども、そこにどうもはつきりしない。要は、これがよいよ立法化されていくということになります。料金の問題が先立つ問題だろと思っております。私も、この料金によって私も業界の死活の問題になってきますので——税金はもうからなければならぬとともうございませけれども、これは一たんきめた以上は、店が火事であらうと、分散しよう、最後までこれは実行しなければならぬ義務ができていくのですから、その点をひとつ御委員の方によく御研究をお願いしたいこと、いま料金が、これをどういうぐあいにおきめになるかというところに、私はどうなっていくものであらうと、不安という言い方は悪いですが、東京の場合、大阪の場合、北海道の場合、あるいは四国、九州というようないくつかあるのです。東京におきましては、銀座なら銀座地区は一流のバンドを入れておる。あるいは池袋、あるいは場末へ行けば、それ相応の低いバンドを入れておる。また、地方の四国あるいは九州の果てへ行きますと、やはりどこでももうバンドは入れております。入れておきますけれども、そのバンドの差というものがあつた。それから客の入る、取る料金も、何段階にもそれが分かれております。さて、これがよいよ立法化されて、いよいよ法案が通過しますと、料金の問題は私は一番心配しておるのでございませ。そこでどうかひとつその問題がきまるといふようなことになりませう。これはできることですかできないことですか、私もその点はわかりませけれども、お願ひすることは、ぜひひとつこの料金等の決定前に

は、私も業者も一枚加えていただきまして——決して私も無理なことは申しませぬ。払うべきものは払わなければならぬのですから、払いますから、いろいろ業者のほんとうの皆さま方の御存じにならない家庭の事情と申しますか、業界の事情がございませうので、その事情を詳しくその節に申し述べまして、そうして各位がなるほどそれなればなというところでひとつおきめをお願いたい。重ね重ねお願いすることは、この料金という問題につきまして、それが決定前には業者も一枚そこへひとつ加えていただきたいということをお願いいたします。

それからいまの状態のことは、もうこれから変わっていくのですから申しませぬが、現在ではまことにそれは、秩序が守られていないのは違ひないのですけれども、三國人のごときは、強いもの勝ちで非常に反発心を起して、中には払わないやつもある、けつまくるやつもある。それから実際に従順にして何でも従っていくものは、それによって取られる、という言い方は悪いですが、支払いをしていく。強いものがちであつて、まるつきりその点が、非常に不可解な点が多々あります。もう三國人のごときは、なかなかもつて——中には全うせられる方もありますけれども、どうもトラブルの起る問題を分解していくと、結局三國人が多いように私は思つております。この点もひとつ頭に置いていただきまして、そうしていまの料金の徴収方法を明瞭簡単に、なるほど、これはさうであらう、これはさうである——要はいまの国税なら国税の税率、所得なら所得と申しますか、あるいは源泉課税なら源泉課税で、一割なら一割給料から払うというように、これを明朗化したものにしたいとお願いすること、それからその料金を、現在はレコードを一枚、これが一回二百円になっていませが、これは協会のほうと私もお願いしまして、そこはもう常識的の値段でいまは円満にやっておりますけれども、いざこれが一朝事が起きて法廷に持つてきませうという、一回二百円というものはものをいい

まして、結局、業者はばく大も負担をそこにかける。それがためにつぶれた業者もあるのございませ。その点もひとつ御考慮していただきたい。

それから、ただいま民放さんが仰せになりましたのですが、仲介業者の複数という問題でございませが、現在におきましては一本で、いまの場合非常に調子よく申しますか、ぐあひよくやっております。また、めんども見てもらつております。けれども、これはもう私の申し上げる場合でもなく、各先生方のほうが、それは本職でございまして御存じでございませうが、独断法というものが、おそろくこれが一本立ての独断でそれを差配するといふようなことは、これはできぬだらうから、おそろくこれは複数になるんじやないかということは、私も業者みなそれはさう思つておりますが、それはどういふことになりますか。

現在においては、私は一本で、この扱いで、これからいかにきまつてもめんどというのか、指導してもらふといふことになればけつまくらと思つておりますが、その点もひとつ……現在の理事長なりあるいはそこに携つておいでになる役員の方においでになるうちは、非常に個人的な問題になりませが、これは非常に調子がよいけれども、世の中といふものは移り変わりでどういふぐあひに変わっていくかわかりませぬ。その場合にとんでもないことになつてはいかぬということが私の頭にもありますので、この点もひとつお願いしたいと思ひます。

いま申し上げましたごとく、研究と申しますか、調べるひまもなく、原稿一つもなしで上がったやうなわけはございませ、ただ値段というものがきまる場合には、最低の生活のできる値段、いわゆるそろばんのとれる値段でそれをおきめをひとつ願ひたい。それには、ぜひともひとつ業者も一枚加えていただきたいといふことを切にお願いいたします。社交の代表としてお願いにかえる次第でございませ。ありがとうございませ。(拍手)

〇高見小委員長 次、春日参考人をお願いいたします。

〇春日参考人 社団法人日本音楽著作権協会の理事長をいたしております春日でございます。本日、先生方に私どもの意見及び希望を聞いていただく機会を与えていただきましたことに、心からお礼申し上げます。

私は、実はこの五年間、日本音楽著作権協会の理事長をいたしておりますが、その前三十年間は、いわゆるNHKにありまして、放送番組をつくらせておりましたので、著作権については、使用者の立場にもございませ。現実に著作権の担当の責任者をしたこともございませ。それから、三十七年以來文部省の著作権制度審議会の委員もございませ。いろいろございませので、さういふ三つの立場をひつくるめまして、本日最初に申し上げたいことは、現在提出されております新しい著作権法というものの、全面的に賛成し、一刻も早く御審議の上、通過させていただきたい、かういふことを申し上げたいと思ひのであります。

その賛成のおもな三点は、第一点は、外国並みに著作権が本人の死後五十年間存続する。いままで日本だけが三十年、あるいはそれから二、三年ずつ延ばしてまいりましたが、さういふ形になっておりますが、ほぼ世界の大勢は五十年でございませので、その点がまず賛成でございませ。

第二点は、直接私の仕事に關係しております現在の法律の三十条一項八号といふものが撤廃されて、なま音楽でも、レコード音楽の場合でも、いわゆる財産権としての著作権料といふものが支払われる。これも世界の大勢でございませので、われわれの長年の念願でもございませしたので、賛成いたす次第であります。

それから第三点の著作権隣接権といふものがございませ、実演家の方々にも著作権に類するある程度の権利が発生し、使用料が入るといふ点につきましても、これは現実に放送関係ではすでに再放送の場合には出演謝金の三分の一程度が支払われているといふ現実もございませので、その現実を

〇春日参考人 社団法人日本音楽著作権協会の理事長をいたしております春日でございます。本日、先生方に私どもの意見及び希望を聞いていただく機会を与えていただきましたことに、心からお礼申し上げます。

私は、実はこの五年間、日本音楽著作権協会の理事長をいたしておりますが、その前三十年間は、いわゆるNHKにありまして、放送番組をつくらせておりましたので、著作権については、使用者の立場にもございませ。現実に著作権の担当の責任者をしたこともございませ。それから、三十七年以來文部省の著作権制度審議会の委員もございませ。いろいろございませので、さういふ三つの立場をひつくるめまして、本日最初に申し上げたいことは、現在提出されております新しい著作権法というものの、全面的に賛成し、一刻も早く御審議の上、通過させていただきたい、かういふことを申し上げたいと思ひのであります。

その賛成のおもな三点は、第一点は、外国並みに著作権が本人の死後五十年間存続する。いままで日本だけが三十年、あるいはそれから二、三年ずつ延ばしてまいりましたが、さういふ形になっておりますが、ほぼ世界の大勢は五十年でございませので、その点がまず賛成でございませ。

第二点は、直接私の仕事に關係しております現在の法律の三十条一項八号といふものが撤廃されて、なま音楽でも、レコード音楽の場合でも、いわゆる財産権としての著作権料といふものが支払われる。これも世界の大勢でございませので、われわれの長年の念願でもございませしたので、賛成いたす次第であります。

それから第三点の著作権隣接権といふものがございませ、実演家の方々にも著作権に類するある程度の権利が発生し、使用料が入るといふ点につきましても、これは現実に放送関係ではすでに再放送の場合には出演謝金の三分の一程度が支払われているといふ現実もございませので、その現実を

〇春日参考人 社団法人日本音楽著作権協会の理事長をいたしております春日でございます。本日、先生方に私どもの意見及び希望を聞いていただく機会を与えていただきましたことに、心からお礼申し上げます。

私は、実はこの五年間、日本音楽著作権協会の理事長をいたしておりますが、その前三十年間は、いわゆるNHKにありまして、放送番組をつくらせておりましたので、著作権については、使用者の立場にもございませ。現実に著作権の担当の責任者をしたこともございませ。それから、三十七年以來文部省の著作権制度審議会の委員もございませ。いろいろございませので、さういふ三つの立場をひつくるめまして、本日最初に申し上げたいことは、現在提出されております新しい著作権法というものの、全面的に賛成し、一刻も早く御審議の上、通過させていただきたい、かういふことを申し上げたいと思ひのであります。

その賛成のおもな三点は、第一点は、外国並みに著作権が本人の死後五十年間存続する。いままで日本だけが三十年、あるいはそれから二、三年ずつ延ばしてまいりましたが、さういふ形になっておりますが、ほぼ世界の大勢は五十年でございませので、その点がまず賛成でございませ。

第二点は、直接私の仕事に關係しております現在の法律の三十条一項八号といふものが撤廃されて、なま音楽でも、レコード音楽の場合でも、いわゆる財産権としての著作権料といふものが支払われる。これも世界の大勢でございませので、われわれの長年の念願でもございませしたので、賛成いたす次第であります。

それから第三点の著作権隣接権といふものがございませ、実演家の方々にも著作権に類するある程度の権利が発生し、使用料が入るといふ点につきましても、これは現実に放送関係ではすでに再放送の場合には出演謝金の三分の一程度が支払われているといふ現実もございませので、その現実を

〇春日参考人 社団法人日本音楽著作権協会の理事長をいたしております春日でございます。本日、先生方に私どもの意見及び希望を聞いていただく機会を与えていただきましたことに、心からお礼申し上げます。

私は、実はこの五年間、日本音楽著作権協会の理事長をいたしておりますが、その前三十年間は、いわゆるNHKにありまして、放送番組をつくらせておりましたので、著作権については、使用者の立場にもございませ。現実に著作権の担当の責任者をしたこともございませ。それから、三十七年以來文部省の著作権制度審議会の委員もございませ。いろいろございませので、さういふ三つの立場をひつくるめまして、本日最初に申し上げたいことは、現在提出されております新しい著作権法というものの、全面的に賛成し、一刻も早く御審議の上、通過させていただきたい、かういふことを申し上げたいと思ひのであります。

その賛成のおもな三点は、第一点は、外国並みに著作権が本人の死後五十年間存続する。いままで日本だけが三十年、あるいはそれから二、三年ずつ延ばしてまいりましたが、さういふ形になっておりますが、ほぼ世界の大勢は五十年でございませので、その点がまず賛成でございませ。

第二点は、直接私の仕事に關係しております現在の法律の三十条一項八号といふものが撤廃されて、なま音楽でも、レコード音楽の場合でも、いわゆる財産権としての著作権料といふものが支払われる。これも世界の大勢でございませので、われわれの長年の念願でもございませしたので、賛成いたす次第であります。

それから第三点の著作権隣接権といふものがございませ、実演家の方々にも著作権に類するある程度の権利が発生し、使用料が入るといふ点につきましても、これは現実に放送関係ではすでに再放送の場合には出演謝金の三分の一程度が支払われているといふ現実もございませので、その現実を

むしろ法制化するというふうな形を思いますが、この点についても賛成申し上げる次第であります。

ただ一点、御承知のように、この新しい法律の附則の第十四条「適法に録音された音楽の著作物の演奏の再生については、放送又は有線放送に該当するもの及び営利を目的として音楽の著作物を使用する事業で政令で定めるものにおいて行なわれるものを除き、当分の間、私がいま新法では廃止されていた三十条一項八号が生きていたのだという点が、十二分の満足というわけにはいかないわけでございますけれども、これは、先ほど来各参考人が御指摘されておりますように、音楽著作権者の立場でいえばそれとおりでございますけれども、しかし、この社団法人日本音楽著作権協会というものは、その設立目的におきましても、当然仲介業務法に基づいてできておる団体ですが、その目的の第四条で「本会は、音楽的著作物の著作権者の権利を擁護し、あわせて音楽的著作物の利用の円滑を図り、もつて音楽文化の普及発達に資することを目的とする。」というふうな文言でございますので、必ずしもガリガリに、権利を使われたのだから何でもかんでもよこせというのの団体ではございません。営利行為をやっておるわけでもございせんし、いたいた著作権使用料は全部適正に各権利者のところにお送りしているという団体でございますので、ガリガリに何でもかんでも取ればいいという立場にはない。同時に、私は先ほど来各参考人のおっしゃいました、急激な変動を受けては放送事業は成り立たないとか、あるいは社交環境事業は成り立たないというふうなこともまた理解しているつもりでございますので、この十四条の附則がつくことに委員の一人としても、あるいは音楽著作権協会の理事長としても賛成申し上げ、同時に会員、信託者全体に対して、先ほど酒井参考人が言われましたように、ラジオ放送においてはな音楽一に対して実にレコードは九倍使っておりますから、機械的に計算すれば、外国並みに計算すれば、現在の

の著作権使用料の九倍が支払われるというふうなことを期待しがちでございますが、そういうことは期待すべきではないのだということを一生懸命会員にも機会あるごとに申しまして納得を得ておりますので、この十四条は当分の間生きていることにはやむを得ない、こういうふうな立場にあるものでございます。

なお、この際、誤解があるような点もございしますので申し上げておきますが、協会の定款自体が、いまも申しましたように、著作権者の保護のほかに、音楽著作物の利用の円滑化をはかつて音楽文化の普及発達をはかるのだということを言っておりますのは、いま御指摘のような点を考えておるわけでございます。独占による弊害というものが起きないような措置というのは、現在の仲介業務に関する法律でも明文で規定しているわけでありまして、現実には、著作物の使用料規程というものは、文化庁長官の認可にかかっているわけでありまして、しかも文化庁長官は、その使用料規程を定めるに当たって、認可の申請をいたしましたものと、それを官報に公告しまして、公告してから一カ月以内に、「出版業トスル者ノ組織スル団体、興行業トスル者ノ組織スル団体」、「映画製作業トスル者ノ組織スル団体」、「レコード製造業トスル者ノ組織スル団体」、この時代はラジオだけですが、「ラヂオ」放送ノ事業ヲ行フ者」、「其ノ他著作物ヲ利用スル者ノ組織スル団体」、文化庁長官に右の申請された規程について意見申すことができる。それで公告してから一カ月たちますと、文化庁長官はこの著作物を利用してはいる諸団体の意見を添えて、制度審議会に規程認可について諮問をする。諮問を受けて制度審議会は、審議をした結果を総会にかけて文化庁長官に答申する。その答申を受けて、初めて文化庁長官は認可する。こういうふうな非常に神経のこまかい規定を持っているわけでございますので、著作権協会が独断で使用料をきめたり、独断で値段を上げたりということはできないような規定がすでに現行法でもあるわけでございますし、おそ

らく追って出されます仲介業務に関する法律の中でも、さらにこの点は、先ほど来各参考人の御意見のあつた利用者団体あるいは利用者の意見を聞く具体的な機会あるいはその手段、そういうものを明記することだと思っておりますので、そういう御心配はないんじゃないかと考えております。また運営にあたっても、決してそういうことのないようにいたしております。

加藤参考人とは円満に協力関係においてこのところ仕事をしておりますが、一点加藤参考人の誤解のあります点は、レコード二百円というのは何かのお間違いで、レコードは三十条でもって現在はとっておりません。なま音楽だけじゃないかという。しかし、法律的には、レコードを使つた場合に、もし著作権侵害の裁判というふうな場合においては、レコードの場合も当然それは法律の訴訟の対象にはなり得るということ、過去の大阪あたりの三國人経営のキャバレーの判決にも判例として出ておりますので、この点は必ずしも全くたどたどしいものではありません。現在では少なくとも三十条一項八号が生きておりますので、その点はいたしております。

さらに、るる申し上げておりますように、私も新しい法律ができたから、即使用者団体の経営の基盤にひびが入るほどの高額なものをちやうだいしよとは、毛頭考えておりません。ただ、日本でまだないでいいないといわれます無体財産権、個人個人の作者の権利が営利のために使われた場合には、やはりそれは当然他人の財産権を使うのだから使用料を払うんだという、いわゆる著作権尊重の思想が普及する過程を経て、この附則の十四条がやがて消えていくんだというふうな期待も、かつそういうふうなお願ひも申し上げたいと思つております。

ちなみに、笑ひ話になりますが、外国の著作権団体は、レコードであろうがなまであろうが、日本音楽を使つた場合には、全部これを取り立てて、わが著作権協会に送つてきてくれます。参考までに申し上げますと、世界じゅうの著作権

団体がつくっております国際機関——CISACという国際機関がございまして、二年に一回總會をいたしております。過般、その總會に参りまして歸りに、一番大きな著作権団体の一つであるフランスの著作権団体の会長とさるレストランでお昼を食べておりましたら、ちやうどはやつておりました「上を向いて歩こう」という音楽が流れてきました。その会長が片目をつぶつて、私に、ムッシュー春日、おれのところはあれも取り立てておまえのところに送つていんだよとにやりといたしました。CISACの國際會議のたびごとに、非常に発達した文化国家である、あるいは経済的に成長した日本だけがレコードを使つた場合にはただだといふのは、ちやうど時代錯誤だね、どうなんだ、もう法律は直らないのか、もう直らないのかというので、これはたびたび、會議へ行くたびに言われるわけでありまして、今度の著作権法が通りまして、十四条がついておきますことによつて、この次のCISACの會議へ行くと、また片目をつぶられる機会が出てくると思つておりますけれども、これは私は、やはりその國の著作権尊重思想の普及を待つてということと暫時の猶予を願つてまいるつもりでございますが、外国の例から言へばそうなんだ、しかし私は、個人個人の著作家の財産権というものを尊重していただくために、あえて、つまり忍びがたきを忍んで、この際早く通していただきたい、こういうふうな気持ちにあるわけでございます。

ちなみに、現在私どもつくつております音楽著作権協会というものは、個人個人で権利を預けている方々が全国で三千九百九十九人、四千人に一人足りないところでございます。それから外国の著作権団体は、実に三十二カ国で三十七の演奏権団体と六つの録音権団体と相互契約を結んでおります。おかげさまで国内作家の作品が非常によくなつてき、同時に理解をいたしてその使用度がふえたために、先ほど加藤さんの御指摘になつたころと違ひまして、四十四年度におきましては、著作権使用料総収入のうち、国内に分配いたしましたし

たものが五三%、外国に分配いたしましたものが四七%で、ここ数年間で外国にたくさん出るといふ比率が急激に減つてまいりました。半分以上が国内作家に参るものであるということも申し添えておきます。

以上、実情を御説明しながらお話を申し上げたわけですが、繰り返して申し上げますが、私も著作権団体に属する者は、個人個人の財産権を尊重して下さるという意味において、新しい法律が一日も早く成立することを心からお願ひし、かつ期待いたしまして、私の意見を終わらしていただきます。どうもありがとうございます。(拍手)

○加藤参考人 二分間はかりちよつとお願いできませんか。申し上げます。

○高見小委員長 いいです。

○加藤参考人 どうもまことに申しわけありません。ただいま春日理事長さんが申されましたが、いまレコードと申し上げましたのは、これはなまの放送でございまして、どうかひとつその点御了承を願ひます。

それから、一番重大な問題を忘れてしまいました。私どもの業態は、要は、キャバレー、バー、ナイトクラブというものは、飲食をするのが第一の目的でございまして、それに伴う音楽、いわゆるバンドと申しますか、音楽というものは従でございまして。そこで、私どもはくれぐれもくどいことをお願いするのですが、いわゆる音楽がなければ営業ができない、あるいは生活ができないというものがなくなると、飲食が主でございまして、音楽というものは従でございまして、そこで私どもはその値段という点になりますと、くどい話ですけれども、最低のことでひとつお取り計らいをお願いしたいということをくれぐれもお願い申し上げます。よろしくどうぞお願いいたします。済みませんでした。

○高見小委員長 以上で参考人よりの御発言は終わりました。参考人各位には、長時間にわたり御出席をいた

だき、貴重な御意見をお述べいただきました。ありがとうございます。本委員会といたしましては、各位の御意見は、今後の法案審議に十分参考にいたし、審査を行なつてまいりたいと存じます。ここに厚くお礼を申し上げます。

○高見小委員長 質疑の通告がありますので、これを許します。小林信一君。

○小林(信)小委員 本来ならば、せっかく参考人があつて意見を述べたのですから、参考人にお聞きすることのほうがいいような気がいたしますが、利害相対するようない関係もございまして、小委員長がこういふふうにお計らいしたと思ひますが、一番最初の日本音楽著作権組合の委員長田さんの御意見の中に、私たちはこの法律が最高のものであると考へないが、しかし、一応改善のものとして、最高のものに到達することを希望を持つてこの法案の成立を期待する、それは私たちがでなく、使用者側もおそらく最高のものとは考へておられないというふうな意見があつたわけですが、一体何を考へて最高のものであるかというところを聞きたかつたわけですが、文化庁のほうでそういう事情はあるいは御存じかと思ひます。が、御存じであつたら聞かしていただきたいと思ひます。

○安達政府委員 藤田参考人の御意見で、理想的とも言えないけれども一応満足しておる、こういうふうにおつしやいました。その点は、先般来審議されておりますところの附則の十四条によつて、いわゆるレコードによる演奏権が、原則は認められたけれども、当分の間なお全般的に及ばない、そういうことを念頭に置いてのお話ではないだろうかと思ひます。

○小林(信)小委員 その程度のものであればですが、もつと本質的なものでこの組合の皆さんが問題を持っておりはしないかという点で聞いたわけですが、文化庁のほうとしてはそういうふうな把握をされておる、こう承つておきます。

それから二番目の、日本放送協会法規定長という肩書きの青木さんの御意見ですが、あのフィルムの提供問題をめぐつての意見が、わずかでございまして述べられておりますが、この法律をつくつて、この法律を守る立場としては、いまのようない意見に対してどういふふうな今後希望を持たせることができるかどうか、この法案を基礎にして政府の御意見を承つておきます。

○安達政府委員 第一の点といたしまして、これは民放の關係の方も言われたわけですが、レコードの音楽の演奏について権利を認める場合について急激な変動を及ぼさないように十分配慮してほしい。その場合に、従来事前のそういう關係のものがなかつた。それで、それに關連して施行期日について慎重な配慮がほしい、こういうことが一つございまして。この点につきましては、実はこの法案の作成のころからこれについてのそういう意見もございしたので、昭和四十一年にレコードの二次使用問題懇談会というものを設けまして、日本放送協会、日本民間放送連盟、日本音楽著作権協会、それから音楽著作権組合というふうな方々にお集まりをお願いしまして、この懇談会を三回は開催いたしました。

〔小委員長退席、谷川小委員長代理着席〕

第一回の会合におきまして、先ほど述べられましたように、現状に急激な変動を来たさなない範圍においてレコードの使用料についての話し合いを進めていくという基本的な考え方が關係者で了承されておるわけですが、その後二回は、その具体的な方策などについても検討をいたしましたわけですが、一面におきましては、新法というものが成立しない先にそういうことはどうであらうかというふうな話し合いも出てまいりまして、ある程度基本的な考え方においては、おおむね方向は一致したわけですが、それな

まになつてゐるということでございます。この点につきましては、もし法案が成立いたしますならば、早急にその問題についての話し合いをしていただき、それに關連しまして、先ほど春日参考人からございましたような現行法の問題については、十分ひとつ検討をしていくべき問題であらう、こういうふうな考へておるところでございます。これは第一の問題でございます。

第二の問題といたしまして、法案の四十二条に「裁判手続等における複製」ということに關連したお話がございました。これはテレビフィルム、裁判手続上の押収の問題に關連しての御発言だと思ひわけがあります。この四十二条におきまして「著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができ」というのがございまして、これについての現行法は、三十条の一項の第九号で「専ら官庁ノ用ニ供スル為複製スルコト」という規定がございまして、この現行法の規定は非常に不完全であるから、その中身をはつきり新法において書こうというところでこの四十二条が書かれたわけですが、その内容は大体現行法と同様になつておるわけでございます。四十二条の規定は、あくまでも財産権としての著作権を制限するというものでございまして、著作権者の許諾を得ないでその複製ができるということでございます。たとへば三十条に私的使用のために複製できる、自分で音楽を演奏するためにその複製ができるというふうな点においてと同様な考え方によりまして、そういう著作権といふことも、個人が使う場合とか、あるいは裁判手続とか、立法または行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には使つてよろしい、こういう趣旨の規定でございます。したがって、この規定はいわゆる言論の自由という問題、取材の自由の問題、そういう問題とは關係がない一種の財産権としての問題であるといふように御了承願ひたいと思ひ次第でございます。

す。これが第二点でございます。

それから第三点として、四十四条というのがございます。これは「放送事業者による一時的固定」といふのがございます。これは先ほどもちよつとお話しございましたが、放送事業者がこの放送の許諾を得たという場合において、それを放送のために一時的に録音、録画していくことができるという規定でございます。これはいわゆる放送というものの許諾と録音、録画の許諾とは別なものであるという考え方で、通常であるならば、放送の許諾があり、そして録音の許諾があつて、録音し、放送することができる、こういう二つの権利があるわけでございますが、放送の許諾を得た場合には、その自分の放送のために、自己の手段等により一時的に録音、録画していくことはよろしいということの制限規定でございます。これは同時に実演家等にも準用されておるわけでございます。これは一時的に録音、録画して、そして終つたならばこれを消す、こういう制度でございます。これは現在世界的にも認められておる制度でございます。外国語を使つて恐縮でございますが、エフエマル・レコーディング—エフエマルというのはカゲロウのような意味で、エフエマル・レコーディングと称するものでございます。したがつて、そういうものはなるべく早く消すのだという考え方でございますが、先ほど来民放の関係者もおっしゃいましたが、録音または録画の後六カ月をこえて保存することができないけれども、その間は保存してもよろしい、こういうふうになつておるわけでございます。さらにその期間内に放送があつたときは、その放送の後六カ月というふうになつておるわけでございます。相当の長期間、いわゆる一時的固定物が使われるわけでございます。それならば、その一時的固定物を一体どういうふうに考えるべきかという問題がございます。これは一時的なものであるから、特別な扱いをして、著作物でもない、何でもないのであるという思想も一つあり得

るわけでございます。これはいわばNHKが言われたような考え方になるわけでございます。

〔谷川小委員長代理退席、小委員長着席〕

しかしながら、一年も保存されるようなものが、何か性格がわからないもので扱われるというところは困る、あるいは最近これをVCR、ビデオのカセットに入れていくというふうな問題になりますと、一体これはいつできたのだという問題も生じてくるわけでございます。したがつて、これは主として技術的な観点からいたしまして、そういうものは一応映画として取り扱つていくのが一番便宜ではないだろうかということから、この法律では、一応エフエマル・レコーディング、一時的固定物をも映画の著作物として扱つていくことが、権利者の保護のためにも、また使用上の面においても便利ではないか、こういうふうな事情で、一時的固定物を、つまり録画したもの、映画に使えるようなものは、これはやはり映画扱いにしていく、こういうふうなことが、先ほどNHKなら民放からおっしゃつたことに関連した私どもの考え方でございます。

○小林(信)小委員 そうすると、青木さんの特に強調した点は、われわれ取材をする者が捜査の下請になるようなことがあつてはならない、そういう点がこの法律によつて守られるかというふうな御意見に承つたのですが、政府のほうとしては、言論の自由や取材の自由というものは別にこれでもつて規定する必要はない、あくまでも財産権を守るということ、こういう考え方ですか。

○安達政府委員 ただいまお示しのように、いわゆる言論出版の自由の制限ということではなくて、まさに著作権、そのつくつた人の著作物を保護する。その保護をどのような場合に制限をするかというところでございまして、その場合は、著作権者の許諾を得ないで、金を払わなくても使えるというだけでございまして、それはちょうど、テレビが流れてきたときに個人がそれを録画する、それと同じようなことにおいて、裁判所が裁判手続のために必要である場合は、個人的な使用の目的

でなくとも、それは録音、録画しても著作権の侵害にはなりませんというだけの話でございます。これによつて取材の自由が妨害される云々の問題とはかわりがない問題であらうと考えております。こういうことでございまして。

○小林(信)小委員 そうすると、著作権という財産権といふのは、使用料を払うか払ふぬかという問題であつて、その使用を自分の意思に反して使われる、そのことは財産権を守ることとは違ひのだけれど、そのことは財産権を守ることは違ひのだけれど、そのことは財産権の意匠といふものをもう少し詳しくいふような調査の下請になるという、これは重大な問題ですね。その場合に、著作権法というのには財産権を守るものである、したがつて使用料を出すか出さぬかという問題について考慮をすればいいので、本人の意思に反してそれを他のものに使用するというふうなことは、これは論外である、この法律は別個の問題であるというふうに解釈をしていくわけですか。

○安達政府委員 四十二条に関連しまして、恐縮でございますが五十条を見ていただきますと、著作人格権との関係で五十条が「この款の規定は、著作人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない」ということでございまして、この著作権の制限があるから、当然著作人格権も制限されるものではない、著作人格権と著作権とは別ものである、こういうことでございまして。したがつて、この四十二条において財産権としての著作権が制限された場合におきましても、人格権については人格権が生きておる、こういう考え方一つでございます。したがつて、その著作物を改ざんしたりすることは許されないと、あるいは未公表のものを公表してはいけないというところは、この第二款にございまして著作人格権から当然出てくる問題であるということが一つございまして。それから第二の問題といたしまして、著作権を制限した場合において、それがどのような場合でいいというわけではなくて、これは慎重に配慮をいたさなければなりませんので、第五款で、著

作権を制限される場合を明記しておるわけでございます。したがつて、こういう場合には著作権が制限されるというその一つの場合といたしまして、裁判手続のために必要と認められる場合には、しかも必要と認められる限度——先ほど最高裁の判例もお引きになりましたけれども、無用にやるわけではなくて、必要と認められる限度において複製することが許される。ただし、著作物の種類、用途並びにその複製の部数及び態様に照らして著作権者の利益を不当に害するようないこととなつてはならない。非常に部数が多くなつたり、あるいはまたその用途が本来の目的以外に使われる、そういうふうなことになる、これは著作権侵害になるというふうなことで、財産権としての著作権を守りつつ、同時にそれが公共の利益のためにある程度制限されることもやむを得ない。しかしながら、人格権は守られなければならない。こういうふうな思想に立つて、この四十二条の規定が設けられておる次第でございます。

○小林(信)小委員 どうもいまの青木さんの問題にしておること、政府のほうの意見というものは——非常に政府は簡単に考えておるし、それから青木さんの主張しておる点は、もつと深刻に考えておるんじゃないか。この法律があるがゆゑに取材の自由というふうなものが拘束をされて、いわゆる取材をすることが犯罪捜査の下請になるんだ、こういうふうなことを言われておつたんですが、そういう点がこの法律によつて、いまの著作権、財産権あるいは人格権、このどちらからか守られてほしい、守られるべきである。いまのよう「必要と認められる場合には」——捜査に利用するといふような場合には、たくさんそれを複製することはおそらくないでしょうし、それを長期に使うといふことはないのでしょうが、もうほんとうに自分たちの意思に反してそれが裁判に使われる、そこにも問題があるわけなんです。その点がこの法律では関係ないというのか、そういう点まで及ばないというのか、あるいはそこまでいつて初めて財産権あるいは人格権が守られるという

のか、その見解をもう少し明確にしてもらいたいと思います。

○安達政府委員 先ほど申し上げましたように、一つは、人格権については影響はない。したがって、未公表のものについては、それなりの許諾を得るなり何かをしなければ、人格権の問題について触れるわけにはいかないということが一つあるわけでございます。この法律は、はっきりと著作者の人格権を保護しておることが言えると思っております。ただ、裁判手続なり、あるいは立法または行政の目的のために著作権者の利益を不当に害しない範囲内において、この「必要と認められる限度において」その著作権について制限を加えて複製できるとすることは、諸外国の立法例もひとしく認めているところでございます。この点については直接言論の自由なり取材の自由の問題とは別個の問題として考えるべき問題である、かように考えておるところでございます。

○小林(信)小委員 今度の最高裁の判決を通して、その具体的な問題を通して、長官、ひとつこの問題について御見解を願いたいと思うのです。

○今政府委員 著作権の権利の問題でありまして、この著作権におきましても、いま仰せのようなことは慎重にやらなければならぬことだと、十分に私はそう考えておりますが、この間の裁判の問題は、あれはむしろ著作権の問題というよりも、まあ刑事訴訟法とかそういうような問題であって、この著作権があるからにははばむというとかいふような、取材の自由までははばむというようにあることがあつては、私はこの法律の趣旨に反すると思ひまして、これは運用上非常に重大な問題だ、先生の御発言のようなことは、一そう慎重に考えなければならぬ、私はこういふように考えています。

○小林(信)小委員 この問題は、おそらく今後一応文化庁としては御意見を持っておると思うのですが、もっと明確に、われわれに納得で

きるようなそういう御答弁を得る機会をまたつくらなければいかぬと思ひ、われわれとしても、もつとこの点について検討をして御質問を申し上げ、深く掘り下げなければいけないと思うのです。が、こゝろも考えてまいりますという、第一一条がいろいろ御意見がございしますように「文化的所産の公正な利用に留意しつつ」、またこの受益者というものを考えていくというように、著作権を守るといふことよりも、もつとその使用者の立場あるいは受益者の立場というふうなことに問題を広げ過ぎるという御意見もあつて、ほんとうにその著作権を守るといふ点で遺憾な点があるということから派生して、こゝろに問題がきておるのじゃないかとも考えるわけです。文化庁長官の御答弁もありましたが、まだまだこれは、もう少し明確にしていかなければいけないと思ひます。最高裁の判決がありましても、実際これは、取材に当たる人たちの気持ちとすれば割り切れないものがあつて、いま次長の御答弁にありましたように、それはこの法とは離れて考えるべきものであるといふふうなことにしてしまふべきか、あるいはそこまでする法律が保護していくべきかといふふうな点も、もつと掘り下げていきたいと思ひますが、きょうはこの程度にいたします。なお、御答弁があればお伺いをしますが、ありますか。

○安達政府委員 先ほど申し述べましたように、十二条は、報道の自由、取材の自由との直接の関連はございせんけれども、ここにございしますように「必要と認められる場合」で、しかも「その必要と認められる限度において」複製できるわけでありまして、この「必要と認められる場合」あるいは「必要と認められる限度」を越した場合には、これはやはり著作権侵害の問題になり得るわけでございます。その場合には、もちろんいまおっしゃいましたようなことも十分考慮して、この「必要と認められる限度」の慎重な運用が望ましいのでございまして、これはまた裁判所も、最高裁の判決等もございしますから、当然この「必要と認められる限度」といふところを十分説

んで運用されるようにしたいものだ、かように考えておるわけでございます。私どもとしても機会あるごとに、そういう趣旨においてこの運用が円滑にできるように十分指導したい、かように考えておるところでございます。

○小林(信)小委員 次に移りまして、民放関係から意見を出されました、酒井さんのお話をずっと通しますと、ここには、民放には問題点が非常にたくさんあるように承りますが、総括して、酒井さんの意見の中で、いままで文化庁のほうで問題点として考えておつた点をまとめてお聞きしたいと思ひます。

○安達政府委員 第一の点といたしましては、レコードの演奏権について、これを有料化するといひますが、権利を認めることについては、文明のルールに従ふべきであるというよりなお話もございしたので、その限りでは民放も、このレコードの演奏権を認めることについて反対ではないといふことははっきりしたんだというよりには私はとつておるわけでございます。それから、その料金の問題につきましては、先ほどNHKの場合につきましての御質問の際に申し上げましたように、今後十分両者が協議をし、そして最終的には、文化庁長官の使用料の認可の過程において十分ひとつ両者が納得できるようなものにしていくべきであるといふことを感じたのでございします。

それから第二番目の一時的固定の問題につきまして、一つは、この保存期間を、現在の固定後録音・録画後六カ月でなしに、最初の放送後六カ月にしてもいいという希望の表明がございました。これは先ほどの日本の民放の現状からして、まあ民間放送事業者としての意見としてはこゝろの意見も出るだろうとは思つておつたところでありまして、同時に、一時的固定物の保存期間を長くすることは、権利者の保護の面からすればそれだけや後退するやうな問題もございします。で、一応法案としては固定後六カ月に定後の期間内において放送があつた場合は放送後

六カ月というようにしたわけでございます。そういうような感じをいたしました。

それからその次に、隣接権制度の導入については早計であるというより御趣旨の発言がございました。これについては、現在隣接権として今度新しい法案に取り入れておられますのは、実演家、放送事業者、それからレコード製作者でございますが、このうち実演家の一つの部類でございますが、音楽に関する演奏、歌唱をする人の問題は、現行法では実演権の中に含まれて保護がはかられておるわけでございますが、これは演奏、歌唱であつて、いわゆる俳優とかそういうものが入らないというやうな問題もございします。また、たゞそれという実演家を著作者なり著作権者として保護する立法例はございませんので、そういう意味ではやはりこれを新しい制度に移して、しかも実演家の範囲を広めて、そして実演家に与えられる権利の内容を明らかにしていくといふことが望ましいことだと思ひます。それから、レコード製作者につきましては、これは現在も著作権者として保護しておるわけでありまして、これも著作権で保護することについては問題がございします。で、むしろ隣接権者としていくほうがいいのじゃないだろうか。それから放送事業者につきましてはその放送を保護するといふことは、放送事業者としてはこれ自体として特に反対するものはないだろうと思ひます。で、おつちやいまして、主として実演家を保護することについて、いわゆるその実演家の使用者といひますか、利用者といひますか、民放としてはそういう権利が導入されるときめんなことになるといふやうな御危惧から、そういうものに権利を与えないほうがいいのだというお考えがあつたかと推察するのでございします。それは別として、アメリカについてまだそういう制度がないといふやうなお話もございまして、慣行になれておるといふお話もございまして、新法におきまして、いまアメリカの国会で審議中の法案についてはこゝろの制度を導入しようとするやうな案も出ておるわけ

でございますので、やはりその導入について時期尚早であるということについては、もうその時期がきておるのではないかと。しかも昭和三十六年、一九六一年にできましていわけの隣接権条約によって方向が出ておるわけでございます。十年間たつておりますから、そういう方向に従って隣接権制度を導入することは、尚早であるとは考えない次第でございます。

それから次に、仲介業務につきまして、この現行の仲介業務法が昭和十四年でございましたか、できたままになっておりますから、これを新しい著作権法とともに新しいものにしていくべきだということの御陳述がございました。私も、著作権法のみならず、仲介業務法も新しいものにすべきだということは同感でございます。これは四十一一年の半年ほどおくれまして答申をいただいたところでございます。したがって、われわれとしても仲介業務法というのについて、新しい現代に即したものにすることがあるということとは同感でございます。ただ、私もいろいろとございまして、著作権法のような一つの大きな法律でございまして、これについてひとつ十分御審議等もいただいた上で、その上で仲介業務法というものをそれに即して考えていくということもまた必要なことだろうというふうなことで、考え方をいたしました。この著作権法案に就いて仲介業務法の立法化をはからなければならぬというように考えておる次第でございますが、ただ先ほど春日参考人の御陳述もございましたように、現行法においても仲介業務についての規制がかかっておりまして、著作権制度審議会から出された新しい改正案と現行法とは、根本的な立場であまり異なっていないわけでありまして、たとえば、仲介業務の許可制とか使用料の認可制度とか、そういうものは依然として導入すべきであるということになっておるわけでございます。また仲介団体体が単数か複数かにつきましては、現行法もこれは単数でなければならぬとは書いていないわけでありまして、複数のものがあれば、これを認可する

こともできるわけでございます。したがって、いわけの法律の全体の体制としては、現行法も、著作権制度審議会でも考えられた内容も、それほど大きな差はない。しかしながら、昭和十四年の法律であるから、これを新しくし直さなければならぬということについては、われわれも当然だと思っております。それともう一つは、そのようなことで、たとえば使用者の意向を反映させるような組織というふうなこともございまして、これは寄り寄りこの懇談会等も、音楽著作権協会と開きまして、そこに使用者の方々においでいただいたいろいろな意見を聞くようにいたしまして、この仲介団体も新しい事態に即応できるように、健全な運営をはかられるように、私もいたしまして十分指導をいたしたい、かように考えておるところでございます。

○小林(信)小委員 時間がありませんから簡単に開きいたしますが、私の酒井さんから受けた説明は、いわゆる民放のラジオ放送は、最近テレビ放送等からだんだんと追いやられて営業不振になっておる、そういうところにもっと法律的に考慮してほしいというふうなものが多分にあったような気がいたします。しかし、それは、受信料を取るわけではないでしよう、これはスポンサーに一切ゆだねるわけなんです、いままで漫然とラジオ放送独善の時代にあぐらをかいておったところに起因があるわけ、やはり民放のラジオ放送というふうなもの、それ自身が放送に改善を加えたりいろいろな新しい構想を持つというところ、この際必要でもある。そのほうを意図しておいて、法律的に自分たちの生き道を一つつてもらいたいというふうなことは、何か矛盾するようないないが私はいたしまして問題点もあつたらうな気が私はいたしまして問題点をただそれだけに考えていくことは、法律をつくる場合われわれは考えていかなければならぬ点があるのじゃないか、こういうふうに思います。

そこで、こまかい点ですが、われわれ民放はそういうような事情であるから、録音をして予定を

したときにそれが使えないというふうなこともあつて、この保有期間の六カ月という問題も非常に窮屈であるというふうな意見があつたのです。が、そういう点なんかは、いまのような事情から出てきておるような気持ちで私はいたします。そんな点も、できたら簡単に御説明願いたいと思います。

それから仲介業務の問題は、この人が出したからということではなくて、前回もやはり審議の中で問題になりました。政府のほうでは、前の国会に提案をしたときには、これはこの国会は通らぬだろう。したがって、仲介業務法も同時に出すべきであるけれども、どうせ通らぬ法律ならば、しきに仲介業務法を出す必要もない、本法が通るときに仲介業務法も一緒に出すというふうなことを、私どものほうから腹を据えていたことがあります。今回は、政府のほうでも通りそうだという気持ちがあるし、われわれもそれに協力しようとする態勢があるわけなんです、そうすれば、仲介業務法も一緒に出すべきじゃないか、いまのような次長の弁解というものは、そのまま受け取るわけにはいかなぬような気がいたします。これは意見なんです、いまの民放のラジオ放送が考へておる姿勢というのは、一体これでいいのかどうか、そういう点について、御意見がございましたら聞かしてくださいます。

○安達政府委員 いわけの著作権というものは無体財産でございます、こういうものの保護思想が十分行き渡ってない、そういう面ではわれわれが努力をしなければならぬところは多々あるわけでございますけれども、私どもの考え方からすれば、著作物を使用するということは、余分なものを払うのではなくて、これは当然費用の中に考へべき問題である。したがって、今後民放なりNHKがいろいろ経費を計算される場合には、放送の非常に重要な費用であるから、これは費用として考へてもらいたい。余分なものを払うのだというのではなくて、放送を出すための設備の投資と同じように、あるいは人件費その他と同じよ

うに、いわゆる商売の原料になるものとして考へていただきたいというように、私も機会あるごとに申し上げておるわけでございます。その点については、いま小林先生がおっしゃいましたこととわれわれとは、基本的に全く同一な考えでございます。

○小林(信)小委員 次の加藤三郎さんの御意見ですが、ほんとうに著作権というものが重大な關係を持つておるのに、知らないというふうなことで自分たちが著作権というものを認めようという態度が見えましたが、一番最後に、私たちの仕事は飲食が主であつて、音楽というのには従である、そういう点を考慮せよ、これは一笑に付するようないふ点も考慮せよ、これは一笑に付する問題あるいは使用者という問題を考える場合には、こういう第一条を掲げておく政府側としては、こういうところはやはり考慮しているのじゃないか。いまのことばに対して、ひとつ御意見を承りたいと思います。

○安達政府委員 キャバレー等で音楽を使うのが従であつて、食べるもののほうが先だというお話でございますけれども、私どもの感じでは、やはりそこで食べながら音楽も楽しんでおられるというわけでございます、どちらが主であるか従であるか、人それぞれによつてまた感覚が違ふ問題であり、われわれとしてどちらが主でどちらが従であるというふうに考へるのもいかにがかと思つておるところでございます。

それから、第一条の「文化的所産の公正な利用」という問題でございますが、先般来申し上げておりますように、文化的所産の利用という場合に、これを国民に伝えるための媒体であるところの出版社であるとかあるいは映画会社であるとか、そういうふうなもの利用ということよりは、むしろわれわれが言つておりますことは、文化的所産が国民に享受されるという点に重点を置いておるわけでございます。その場合におきまして「公正な利用」ということでございまして、もう何でもかんでも使わせるのだということ

ではなしに、この著作権の制限のところにござい
ますように、基本的にはやはり著作権者の権利を不
当に害することとなつてはならない、したがつ
て、もし金を払うような場合であれば当然金を払
う、教科書に使う場合でも、学校教育で使う場合
でも、ちゃんと補償金を払うというようにいたし
まして、著作物なりあるいは演奏、歌唱なり実演
というものを公正に利用するというようなことを
言つておるわけでございますので、そういう意味
で、特にこういふ、たとえばキャバレー等でやる
音楽が従であるから、したがつて、そういうこと
を含んで文化的所産の公正な利用に留意するとい
うことは、全然考えておらないところではござい
ます。

○小林(信)小委員 私、そんな何が主であつ
て何が従だというような立場に音楽というものを
置かせることが間違ひである、もしそういうふう
なものを考慮に入れるような法律の制定であれ
ば、これは大きな間違ひを起すのじゃないかと
いう点でいまのことを扱つていきたいと思つて
います。

最後の春日さんの問題であります、いろいろ
問題点を指摘するよりも、音楽著作権協会、これ
はいまほかの団体からも問題が指摘をされたよう
であります、その性格、その仕事の現状、これを
簡単でいいですから説明してください。今後の審
議の参考にしたいと思います。

○安達政府委員 日本音楽著作権協会は、昭和十
四年に社団法人としての設立認可を受けてまして、
現在著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律により
まして、仲介業務の実施の認可を受けておる団体
でございます。取り扱う著作物は音楽の著作物で
あるということで、会員は約千二百人程度でござ
います。そしてこの信託者数、会員以外で権利を
信託している数が三千四百人、先ほどちよつとお
話がございましたが、その程度の会員でございま
す。この団体は、日本の国内の権利者と同時に海
外の権利者団体とも連携をいたしまして、海外の
権利者の権利を預かるということと同時に、外国

からそういうものを受け取つて日本の権利者に配
る、こういうような団体でございます。この音楽
著作権協会は、そういう仕事をいたしております
て、昭和四十三年度の全体の使用料収入をいたし
ましては、三十二億四千万ほどの使用料を徴収いた
しまして、それを手数料を引きましてそれから内外
の権利者に分配する、こういう仕事をしておる団
体であるということでございます。

○高見小委員長 次回は、明二十七日金曜日、午
前十時より開会することとし、本日は、これにて
散会いたします。

午後零時八分散会

昭和四十五年四月一日印刷

昭和四十五年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局